

高知県商工団体連合会 NO.1127(56-24)

〒780-8035 高知市河ノ瀬町33

TEL088-832-4838 FAX088-832-3126

Eメール kosyoren@citrus.ocn.ne.jp

ホームページ http://kosyoren.jp

このニュースはホームページでもご覧になれます

高商連ニュース

香美郡民商

統一行動・訪問活動

9月1日から始まった秋の運動が11月末で終了しました。
拡大成果は会員1名、読者11名、共済会4名、婦人部6名、青年部1名でした。

拡大推進委員会を開催し、「拡大行動で久しぶりに役員や会員を訪問しよう」と提起しました。
11月2日の拡大行動には7名が参加し、班の役員さんや仲間を訪問。

山崎会長と青年部の山本君は、鍛造業の会員を訪問し、仲間増やしの運動に協力を訴え、さっそく読者1名拡大!

青年部の山本君が全青協総会に代議員として参加することもあり、青年部の対象者も訪問し、17歳の青年が入部しました。
当日は朝から土砂降りの雨で、訪問すると、「ようきたね、入りや」と仕事場に招いてくれ、近況や仕事の話など、じっくりと対話できました。

お昼は、加藤拡大推進委員長が力二汁を参加者にごちそうしました。

謹賀新年
新年の会長挨拶は次号に掲載します。



全婦協50周年で高知県婦協の取り組み成果が再評価

1974→2024

12月2日 全婦協創立記念日

10/7 商工新聞



高知県内全自治体での56条廃止意見書の採択を喜ぶ県婦協の部員たち=2019年

仲間と歩み①：所得税法第56条廃止めざし

全商連婦人部協議会(全婦協)は12月2日、創立50周年を迎えます。民主商工会(民商)婦人部や全婦協は、集まって話し合い、業者婦人の暮らしと営業の実態を明らかにし、声を掛け合う運動を積み重ねてきました。業者婦人の要求実現と地位向上をめざして力を合わせてきた50年の歩みを3回に分けて振り返ります。

全婦協は、「ジェンダー平等」という言葉が、今ほど一般的ではないという言葉を、

るまい、みなさんおなかいっぱい。
この日の成果は、読者4名、共済会2名、婦人部1名、青年部1名でしたが、前日には森川さんが、「明日は参加できんき」と読者3人を拡大してくれたほか、訪問した会員さんが後日読者4人増やしてくれました。ありがとうございます。
加藤さんは、「久しぶりに会員と顔をつきあわせて話ができよかった。またやりたいね」と、手ごたえを感じた様です。
(12/9 香美郡民商会報)



なかった1980年代から、所得税法第56条が、明治時代の家父長制的「世帯課税」を引き継ぎ、家族の働き分(自家労賃)を認めない差別的な法である点を指摘し、56条廃止の運動を展開してきました。
56条は「個人事業者と生計を共にする配偶者や家族が事業から受け取る報酬を事業の必要経費と認めない」規定です。「夫と共に現場に出て、懸命に働いても、税制の上では、正当な働き分は認められず、ただ働き。一人の働く人間として扱われない。これって、おかしい」「交通事故に遭い、保障額のあまりの低さに愕然とした。

「働き分を認めよ」と運動広げて

家族従業者の地位を低くしているのは56条だ。婦人部では、56条が「個人の尊厳と両性の平等」に反していること、共に働いて得た収入を労力に応じて受け取ることは家族従業者の当たり前の権利だと、学習と運動を進めてきました。
56条を廃止するには法律の改正が必要。国会請願署名とともに、地方自治体での意見書採択も大きな力になります。2002年に大阪府大阪狭山市で初めて意見書が採択され、07年10月、高知県議会が都道府県議会として初めて採択しました。08年から全国の民商婦人部が、陳情・請願行動を一斉に取り組み、24年6月時点で、意見書採択は、572議会にまで広がっています。
各地の民商婦人部などが担当する自治体を訪問し、部員らが直接議長や議会事務局と懇談して、陳情書や請願書を提出しました。「初めて各会派を訪問した際、ドアをノックするのも後ずさりしていた」と話す役員も経験を積むたびに、「採決になかなか動こうとしない議会には、採択しない理由を、はっきり示してほしい」と詰め寄った。など、ただでは諦めない粘り強さを発揮しました。議会請願を続ける中で、保守系議員からも「働き分が賃金として認められないのは人権問題だ」などと理解が得られるようになりました。
女性の地位向上を求める国際的な運動とも連携し、国連女性差別撤廃委員会(CEDAW)に、日本婦人団体連合会(婦団連)やNGOと共同で、56条の理不尽さをアピールするレポートを提出。09年7月、56条の問題が国連の場で初めて取り上げられ、16年3月には日本政府に対して「所得税法の見直し」を求める勧告が出されました。その後、婦団連のジェンダー14署名の一つに56条廃止が位置付けられ、日本が批准していない女性差別撤廃条約の選択議定書の批准をめざす運動など、広範な女性たちへの差別を許さない運動と響き合っています。10月17日には第9回日本報告審議が予定されています。業者婦人が「働き分が認められないのはおかしい」と上げた声を、次世代につなげることで、新たな運動を生み出しています。

県婦協総会 開きました



来賓の浜川ゆり子さん

12月15日(日)、県民文化ホール多目的室で、高商連婦人部協議会第43回定期総会を開催しました。総会には5民商婦人部と県連から25名が参加。

来賓として衆議院選挙をたたかった浜川ゆり子さんが挨拶。「ぜひ議員になってほしい人」との声も。

高知民商婦人部員の下本節子さんに、マーシャル諸島で開かれた「ビキニデー」とビキニ訴訟の報告をしていただきました。

5民商婦人部からの活動報告の後、新年度方針、新役員が全員賛成で承認されました。